

議案第37号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

[改正理由]

教育委員会の附属機関として小田原市学校給食のあり方検討委員会を設置する等のため改正する。

[内 容]

1 附属機関の設置（別表関係）

教育委員会の附属機関として次の委員会を設置することとする。

名 称	設 置 目 的	委員の数
小田原市学校給食のあり方検討委員会	学校給食のあり方に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	10人以内

2 附属機関の廃止（別表関係）

橋地域認定こども園整備事業者選定委員会を廃止することとする。

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日